

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、島原市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きにより非公開とした事案に係る部分については、この限りではない。

（傍聴）

第8条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴者名簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音等すること。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

3 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、傍聴人は市長の指示に従わなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。